

旅館ホテル防火安全対策連絡協議会の了解事項等の運用要領

(制 定 平成 16 年 4 月 1 日 発消予第 2 号)

(一部改正 令和 3 年 1 月 27 日 発消予第 56 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、旅館、ホテル等に係る防火安全の推進を図るため、旅館ホテル防火安全対策協議会の了解事項等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防法令適合通知書の交付申請)

第 2 条 消防署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる法令等に基づき許可、届出等を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「消防法令適合通知書」という。）の交付申請については、当該申請又は届出を行う者から受け付けるものとする。

- (1) 旅館業法第 3 条の規定による営業の許可
- (2) 旅館業法施行規則第 4 条の規定による構造設備の変更の届出
- (3) 国際観光ホテル整備法第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録
- (4) 国際観光ホテル整備法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条の規定による営業の許可
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 9 条の規定による構造又は設備の変更等の承認又は届出
- (7) 興行場法第 2 条第 1 項の規定による営業の許可
- (8) 京都市興行場法施行細則第 7 条の規定による構造設備の変更の届出
- (9) 公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定による経営の許可
- (10) 公衆浴場法施行規則第 4 条の規定による構造設備の変更の届出
- (11) 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の規定による届出
- (12) 住宅宿泊事業法第 3 条第 4 項の規定による変更の届出

2 前項の交付申請は、次の各号に掲げる交付申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により受け付けるものとする。

- (1) 前項第 1 号から第 10 号までの交付申請 第 1 号様式
- (2) 前項第 11 号及び第 12 号の交付申請 第 1 号様式の 2

3 署長は、前項の場合において、防火対象物の付近見取図、配置図、平面図その他必要な資料の添付を求めるものとする。ただし、消防法令に基づく他の届出書類と重複する場合は、添付を省略することができる。

(適合調査)

第 3 条 署長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な検査を実施し、消防法令の適合状況についての調査（以下「適合調査」という。）を行うものとする。

2 適合調査の対象は、原則として、防火対象物の全体とする。ただし、申請に係る旅館、ホテル等が防火対象物の部分の場合は、防火対象物の全体に及ぶ消防法令の違反がない場合に限り、申請に係る部分及び当該申請部分からの避難経路に係る部分のみを調査の対象とするものとする。

(消防法令適合通知書の交付)

第4条 署長は、適合調査において、消防法令に適合していると認めるときは、次の各号に掲げる交付申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により当該申請者に交付するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第7号から第12号までの交付申請 第2号様式
- (2) 第2条第3号及び第4号の交付申請 第3号様式
- (3) 第2条第5号及び第6号の交付申請 第4号様式

2 前項の場合において、前条第2項の規定に基づき防火対象物の部分について適合調査を行ったときは、消防法令適合通知書の備考の欄に、消防法令に適合していると認めた防火対象物の範囲を記載するものとする。

3 署長は、適合調査の結果、消防法令に適合していないと認めるときは、消防法令適合通知書を交付できない旨及びその理由を、当該申請者に口頭により回答するものとする。

(交付等に係る事務処理)

第5条 署長は、消防法令適合通知書交付処理簿(第5号様式)により、消防法令適合通知書の交付等に係る事務を適正に処理するものとする。

(旅行関係者からの照会)

第6条 署長は、旅館、ホテル等の防火安全に関し、旅行関係者から照会があったときは、旅行関係者からの照会に対する回答書(第6号様式。以下「回答書」という。)により回答するものとする。

2 署長は、旅行関係者が前項の照会を依頼するときは、旅館・ホテルの消防法令等適合状況回答依頼書(第7号様式)に準じる文書になるよう指導するものとする。

(回答書の取扱い)

第7条 署長は、次に掲げるところにより、回答書を取り扱うものとする。

- (1) 特例認定状況の欄は、旅館、ホテル等に京都市火災予防規程第38条の4に規定する表示マークが交付されている場合は、消防法第8条の2の3に規定する特例の認定の状況にかかわらず、記入しないものとする。
- (2) 届出等の状況の欄は、旅館、ホテル等に前号の表示マークの交付及び特例の認定がされていない場合に記入するものとする。
- (3) 旅館、ホテル等が、京都市火災予防条例第61条の規定による公表の対象となっている場合は、届出等の状況の欄に、公表に係る消防法令違反の内容について記入するものとする。

(関係行政機関との連絡及び協調)

第8条 署長は、次に掲げるところにより、関係行政機関との連絡及び協調を行うものとする。

- (1) 関係行政機関から消防法令の違反について通知があった場合は、査察を実施する等の適切な措置を講じるとともに、その結果を当該機関に通知するものとする。
 - (2) 査察等により消防法令に違反する事項以外の防火安全に関する不備事項を発見した場合は、その不備事項を関係行政機関に通知するものとする。
- 2 署長は、消防法令に違反している旅館、ホテル等に対し、文書により命令、警告等を実施した場合において、特に必要があると認めるときは、消防法令違反書発行通知書(第8号様式)により関係行政機関に通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を行った場合は、速やかに消防局長に報告するものとする。

(手数料等)

第9条 署長は、消防法令適合通知書及び回答書の交付に当たっては、手数料等は徴収しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(関係通達の廃止)

2 次の各号に掲げる通達については、廃止する。

(1) 旅館ホテル防火安全対策連絡協議会の了解事項に基づく運用について(昭和56年3月31日発消予第1824号)

(2) 旅館ホテル防火安全対策連絡協議会の了解事項に基づく運用の細部について(昭和56年6月29日発消予第472号)

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

(宛先) 京都市 消防署長		年 月 日		
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）		申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー		
下記の防火対象物の ☐ 全体 ☐ 部分 について、消防法令適合通知書の交付を申請します。				
防火対象物	名 称	()		
	所 在 地			
申請区分	☐ 旅館業法第 3 条の規定による営業の許可 ☐ 旅館業法施行規則第 4 条の規定による構造設備の変更の届出 ☐ 国際観光ホテル整備法第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録 ☐ 国際観光ホテル整備法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条の規定による営業の許可 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 9 条の規定による構造又は設備の変更等の承認又は届出 ☐ 興行場法第 2 条第 1 項の規定による営業の許可 ☐ 京都市興行場法施行細則第 7 条の規定による構造設備の変更の届出 ☐ 公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定による経営の許可 ☐ 公衆浴場法施行規則第 4 条の規定による構造設備の変更の届出			
	※ 整 理 番 号		※ 交 付 番 号	
	※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※ 交 付 年 月 日	年 月 日

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 申請に係る営業施設が防火対象物の部分の場合は、当該営業施設の名称を（ ）内に記入してください。

3 防火対象物の付近見取図，配置図，平面図その他必要な資料を添付してください。

4 ※印の欄は，記入しないでください。

第1号様式の2（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

(宛先) 京都市 消防署長		年 月 日	
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）		申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー	
下記の防火対象物の ☐ 全体 ☐ 部分 について、消防法令適合通知書の交付を申請します。			
防火対象物	名 称	()	
	所 在 地		
	延 べ 面 積	m ²	
届出住宅	面 積	届出住宅部分の床面積	m ²
		宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計	m ²
	その他の事項	☐ 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の規定に基づく国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない	
申請区分	☐ 住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出 ☐ 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出		
※ 整 理 番 号		※ 交 付 番 号	
※ 受 付 年 月 日		※ 交 付 年 月 日	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 申請に係る届出住宅が防火対象物の部分の場合は、当該届出住宅の名称を（ ）内に記入してください。

3 防火対象物の付近見取図、配置図、平面図その他必要な資料を添付してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

消防法令適合通知書

(宛先) 京 都 市 長	発 消 第 号 年 月 日
	京都市 消防署長 印

年 月 日付けで交付申請のあった次に掲げる防火対象物の ☐ 全体 ☐ 部分 については、消防法令に適合していると認め、通知します。	
防火対象物	名 称 ()
	所 在 地
申 請 者	
適合調査実施日 年 月 日	
申 請 区 分	☐ 旅館業法第3条の規定による営業の許可 ☐ 旅館業法施行規則第4条の規定による構造設備の変更の届出 ☐ 興行場法第2条第1項の規定による営業の許可 ☐ 京都市興行場法施行細則第7条の規定による構造設備の変更の届出 ☐ 公衆浴場法第2条第1項の規定による経営の許可 ☐ 公衆浴場法施行規則第4条の規定による構造設備の変更の届出 ☐ 住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出 ☐ 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出
備 考	

備考 該当する□には、レ印がしてあります。

第 3 号様式（第 4 条関係）

消防法令適合通知書

観 登 光 録 実 施 機 関 代 表 者 様	発 消 第 年 月 号 日
	京都市 消防署長 

年 月 日付けで交付申請のあった次に掲げる防火対象物の ☐ 全体 ☐ 部分	
については、消防法令に適合していると認め、通知します。	
防 火 対 象 物	名 称 ()
	所 在 地
申 請 者	
適合調査実施日	年 月 日
申 請 区 分	☐ 国際観光ホテル整備法第 3 条又は第 1 8 条第 1 項の規定による登録 ☐ 国際観光ホテル整備法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
備 考	

備考 該当する□には、レ印がしてあります。

第4号様式（第4条関係）

消防法令適合通知書

京 都 府 公 安 委 員 会 委 員 長 様	発 消 第 号 年 月 日
	京都市 消防署長 印

年 月 日 付けで交付申請のあった次に掲げる防火対象物の ☐ 全体 ☐ 部分	
については、消防法令に適合していると認め、通知します。	
防 火 対 象 物	名 称 ()
	所 在 地
申 請 者	
適合調査実施日	年 月 日
申 請 区 分	☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条の規定による営業の許可 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認又は届出
備 考	

備考 該当する□には、レ印がしてあります。

第5号様式（第5条関係）

消防法令適合通知書交付処理簿

（ 年度）

整理 番号	名 称	申 請 区 分	受 付 年 月 日	通知書を交付しなかつた場合の処置及び経過
	所 在 地		交 付 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

第6号様式 (第6条関係)

旅行関係者からの照会に対する回答書

様		年	月	日
		京都市	消防署長	
年 月 日付けで照会のあった次に掲げる旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について回答します。				
防火対象物	名 称			
	所 在 地			
表示マーク交付状況等		☐ 表示マーク交付対象 ☐ 表示マーク交付済 交付年月日 年 月 日 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ 表示マーク不交付 ☐ 表示マーク交付対象外		
特 例 認 定 状 況		☐ 消防法第8条の2の3に規定する特例の認定済 認定を受けた日 年 月 日 認定が失効する日 年 月 日		
届 出 等 の 状 況		防火管理者選任（解任）に係る届出 （ ☐ 届出済 ☐ 未届出 ☐ 対象外） 防火管理に係る消防計画 （ ☐ 届出済 ☐ 未届出 ☐ 対象外） 消防計画に基づく訓練実施日（ 年 月 日） 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果 （ ☐ 報告済 ☐ 未報告） 防火対象物点検結果 （ ☐ 報告済 ☐ 未報告 ☐ 対象外） その他（ ）		

備考1 該当する□には，レ印がしてあります。

2 特例認定状況の欄は、表示マークが交付済みのときは、特例の認定を受けていても記入していません。

3 届出等の状況の欄は、表示マークが交付されておらず、特例の認定も受けていないときに記入してあります。

第7号様式（第6条関係）

旅館・ホテルの消防法令等適合状況回答依頼書

（宛先）京都市	消防署長	年	月	日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）		申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		
		電話 —		

次に掲げる旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について回答してください。		
防火対象物	名 称	
	所 在 地	

※ 受付年月日	年 月 日	※ 回答書の発行年月日	年 月 日
---------	-------	-------------	-------

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第 8 号様式（第 8 条関係）

消防法令違反書発行通知書

様	発 消 第	号
	年 月	日
京都市		消防署長 

次に掲げる防火対象物は、消防法令に違反し、防火安全上特に支障があるので、当該関係者に対し、別添のとおりその是正に関する ら通知します。 ☐ 査察結果通知書 ☐ 消防法等違反通知書 ☐ 警告書 ☐ 命令書 を発行しましたか		
防火対象物	名 称	
	所 在 地	
備 考		

備考 該当する□には、レ印がしてあります。